

ID: 163

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	駐車場の使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例 第9条の2		
例 規 番 号	昭和38年条例第29号		
【根拠条文】 (駐車場使用料の免除) 第9条の2 駐車場の使用料を免除する場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 国又は地方公共団体及び公共的団体が公務を目的として使用するとき。 (2) その他市長が必要と認めるとき。 【基準】 根拠条文及び芦屋市民会館条例施行規則第11条の3の規定による。 (駐車場使用料の免除) 第11条の3 条例第9条の2第2号に規定するその他市長が必要と認めるときとは、次に定める自動車を駐車させるときをいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車(芦屋市民センター運営条例(昭和50年芦屋市条例第8号)第2条各号に規定する施設を利用する場合に限る。) (2) 市等が主催する行事の講演者又はその関係者が使用する自動車			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日